宮城県様式第1号

資料2－2

NPO等による福祉有償運送に係る道路運送法第79条の2による登録申請協議事項概要

住　　所　宮城県仙台市太白区山田本町12番48号
団 体 名　一般社団法人Lycka
代表者名　代表理事　大槻　勇太

有償運送の条件	法第79条の2による登録申請に対する協議事項	状況
（１）必要性の判断	NPO等による福祉有償運送の必要性 ○タクシー事業者等による福祉輸送サービスが実施されていないか、又は直ちに提供される可能性が低いと認められる場合 ○地域に福祉輸送サービスを実施しているタクシー業者等は存在するものの移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認められる場合	当該地方公共団体における **○移動制約者数：120,480人** **○タクシー等の台数：2,662台（うち福祉車両　37台、介護タクシー（福祉輸送事業限定）　107台）** ※タクシー台数は令和8年8月現在 **○福祉タクシー券の利用状況（2市計）：14,779人、延べ利用件数431,875人** **○NPO等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況**（令和7年度実績） **区域内団体数　5団体　　延べ輸送人員　1,414人** **うち知的障害者を対象にしている団体は3団体（いずれも当該法人が運営する障害福祉サービス事業所の利用者が対象）** **※詳細については別紙「区域内における移動制約者と公共交通機関の状況及び福祉有償運送の必要性の判断」**（宮城県様式第2号）による →移動制約者の需要量に対して供給量が不足しており、必要性はあると考えられる
（２）運送の区域	○運営協議会において協議が調った市町村を単位とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要する。 ○複数圏域にまたがる場合の運送の区域は、当該運営協議会の地域全域とするのではなく、利用者の居住地・目的等に照らし合理的であり、かつ、当該団体の運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲の市町村であること	○運送の区域とする予定の市町村名： **仙台市及び名取市** →利用者の居住地であり、合理的であると考えられる
（３）旅客から収受する対価	旅客から収受しようとする対価は、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲であることが求められ具体的には下記の基準を目安とする。 ○運送の対価は原則距離制・時間制・定額制から選択するものとし、複数を定めることも可能であるが適用の基準が明確であること ○運送の対価は当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割であること。ただし、運営協議会において整った協議結果に基づき、約8割を超える対価を設定することも可能である。 ○運送の対価以外の対価は実費の範囲内であること	**○対価の設定方法：　時間制** **○運送の対価：500円/15分** **○運送の対価以外の対価：待機料金 100円/10分　駐車料金や有料道路使用時、その他通行料金等は利用者負担** ※迎車回送料金、その他の料金（介助料、添乗料、ストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など）設定無し 【参考】運送の対価の目安 仙台市　初乗420円/5分　加算420円/5分 仙台市を除く全域　初乗425円/5分　加算425円/5分 **※詳細については別紙「運送の対価のタクシー料金との比較表」**（宮城県様式第3号）による →対価の目安の約4割で、申請団体も運営協議会でご意見いただきたいとしている

（４）運送を必要とする旅客の範囲	下記の区分のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって名簿に記載されている者及びその付添人 ○身体障害者福祉法に基づく身体障害者 ○精神保健福祉法に基づく精神障害者 ○知的障害者福祉法にいう知的障害者 ○児童福祉法に基づく障害児 ○介護保険法に基づく要介護認定を受けている者 ○介護保険法に基づく要支援認定を受けている者 ○介護保険法施行規則の基準（基本チェックリスト）に該当する者 ○その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者 ※精神障害者、知的障害者、要支援認定者、基本チェックリスト該当者及びその他の障害を有する者が会員となっている場合には、当該会員の移動制約の状況を踏まえ、運送の対象とすることの妥当性等の確認を行うこと。 ○福祉有償運送は個別輸送が原則であるが、運送者の判断で、透析患者の透析のための輸送等について、1回の運行で複数の当該会員の運送（複数乗車）を行うことが出来る。ただし、対価の設定については、旅客から収受しようとする対価が施行規則第51条の15の規定及び関係通達の定める基準を満たしていることについて運営協議会の協議が調っていることを要する。 ※複数乗車の対価を定める場合には、旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の約8割にあると認められるか、又は平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の約8割にあると認められるか、いずれかの方法により判断することができる。	**○旅客の範囲** ・身体障害者福祉法に基づく**身体障害者** ・知的障害者福祉法にいう**知的障害者** ・児童福祉法に基づく**障害児** ・介護保険法に基づく**要介護認定を受けている者** ○「利用者名簿」の作成・管理主体：一般社団法人Lycka **○利用者名簿登載者数：6人**（申請時現在） **○会員在住市町村名：仙台市（3人）、名取市（3人）** ※旅客の区分については、申請者に身体障害者手帳、療育手帳、障害福祉サービス受給者証、介護保険被保険者証の写しの提出を求め、事務局で名簿と照合して確認済み。 ※知的障害者である会員（5人）の移動制約の状況については申請団体から説明する。 →運送しようとする旅客に対応する区分を旅客の範囲としており、妥当であると考えられる **○複数乗車の有無　　無**
（５）その他必要と認められる措置	○自家用有償旅客運送に使用する自動車の種類ごとの数 ○同時に運行する自動車の最大の数 ○運転者に求められる要件 ○損害賠償措置 ○運行管理の体制 ○整備管理の体制 ○事故時の連絡体制 ○苦情処理体制 ○その他必要な事項	**○自動車の種類ごとの数：福祉車両（車いす移動車）　1台**・セダン車両　0台 ○同時に運行する自動車の最大の数：1台 **○運転者の人数：　2人**（うち二種免許取得者　0人） **○運転者講習の受講状況：福祉有償運送運転者講習　2人** ○契約保険会社名及び保障内容：AIG損害保険　　対人：無制限、対物：無制限 ○運行管理責任者名：大槻 勇太 ○整備管理責任者名：大槻 勇太 ○事故発生時対応責任者名：大槻 勇太 ○苦情処理対応体制：（苦情処理責任者）大槻 勇太　（苦情処理担当者）大槻 勇太 →妥当であると考えられる

区域内における移動制約者と公共交通機関の状況及び福祉有償運送の必要性の判断

1 区域内における輸送の対象となる移動制約者の状況

(1)要介護・要支援認定者数(令和8年6月末現在)

市町村名	仙台市	名取市
要支援	20,498	1,264
要介護1	11,491	794
要介護2	7,190	603
要介護3	5,870	452
要介護4	6,644	454
要介護5	3,978	342
市町村計	55,671	3,909
全体計(A)	59,580	

(2)身体障害者手帳所持者数(令和8年3月末現在)

市町村名	仙台市	名取市
視覚障害	2,252	138
聴覚・平衡機能障害	2,512	168
音声・言語・そしゃく機能障害	394	33
肢体不自由	14,425	1,115
内部障害	11,782	779
市町村計	31,365	2,233
全体計(B)	33,598	

(3)知的障害、精神障害者数(令和8年3月末現在)

市町村名	仙台市	名取市
知的障害	10,276	743
精神障害	15,465	818
市町村計	25,741	1,561
全体計(C)	27,302	

※知的障害:療育手帳所持者数、精神障害:精神障害者保健福祉手帳所持者数

(4)合計

全体計(A＋B＋C)	120,480	※重複あり

2 区域内におけるタクシー等公共交通機関の状況（令和6年2月現在）（台）

分類／市町村名	仙台市	名取市	合計
個人タクシー	466	0	466
法人タクシー(一般車両)	2,002	50	2,052
法人タクシー(福祉車両)	37	0	37
介護タクシー(福祉輸事業限定)	97	10	107
計	2,602	60	2,662

3 区域内におけるNPO等によるボランティア輸送の状況（令和７年度実績）

団体名(所在町村)	有償・無償	会員数(利用登録者数・人)	保有車両数(台)	延べ輸送人員(人)	運送する旅客の範囲							運送の区域	備考
					身体	精神	知的	要介護	要支援	基準	その他		
社会福祉法人仙台市障害者福祉協会(仙台市)	有償	46	2	454	○							仙台市	－
社会福祉法人つどいの家(仙台市)	有償	4	3	40	○		○					仙台市	障害福祉サービス事業所の利用者が会員
社会福祉法人みのり会(名取市)	有償	48	4	116	○		○				○	名取市	障害福祉サービス事業所の利用者が会員
社会福祉法人むそう(名取市)	有償	9	7	551	○	○	○				○	名取市	障害福祉サービス事業所の利用者が会員
特定非営利活動法人ドリーム・ゲート(名取市)	有償	11	1	253	○							仙台市、名取市、多賀城市	－
計		118	17	1,414									

※特定非営利活動法人 to Rights(仙台市)は令和8年4月23日登録のため計上せず。なお、運送する旅客の範囲は身体障害者のみ。

4 区域内市町村における外出支援サービス事業実施状況（令和７年度実績）

（1）タクシー助成状況

市町村名	事業名称	支給人数	延べ利用件数	事業内容
仙台市	障害者福祉タクシー利用料の助成	10,064	387,667	年間30,000円分（1枚500円×60枚）の利用券を交付
名取市	名取市福祉タクシー利用料等助成事業【タクシー利用券のみ】	505	23,158	①身体障害者手帳1・2級、3級の一部、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級にタクシー券（600円×48枚）を交付 ②①以外の身体障害者手帳総合等級が1・2級にタクシー券（600円×24枚）を交付 ③身体障害者手帳3級以下の第1種にタクシー券（600円×5枚）を交付
名取市	名取市福祉バス乗車券等交付【タクシー利用券のみ】【障害者分】	400	2,000	上記の①②③に該当しない身体障害者手帳3級以下の第2種、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級にタクシー券を（600円×5枚）を交付
名取市	名取市福祉バス乗車券等交付事業【タクシー利用券のみ】【高齢者分】	3810	19,050	75歳以上の者にタクシー券（600円×5枚）を交付
計		14,779	431,875	

（2）その他の高齢者及び身体障害者対象の外出支援サービス事業の実施状況

市町村名	事業名称	支給人数	延べ利用件数	事業内容
仙台市	ふれあい乗車証(バス・地下鉄の無料乗車証)の交付	19,301	－	市バス、宮城交通バス、地下鉄の市内区間を無料で利用できるICカードの交付（所得制限あり）
仙台市	自家用自動車燃料費助成券の交付	6,291	170,870	年間助成限度額を30,000円とし、1枚1,000円の利用券を30枚交付
仙台市	敬老乗車証（バス・地下鉄乗車証）の交付	149,900	－	年間限度額120,000円の範囲内で、市バス、宮城交通バス、地下鉄の市内区間を利用できるICカードの交付（自己負担あり）
名取市	名取市福祉タクシー利用料等助成事業【イクスカチャージ券のみ	82	176	①身体障害者手帳1・2級、3級の一部、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級にイクスカチャージ券（3,000円×3枚）を交付 ②①以外の身体障害者手帳総合等級が1・2級にイクスカチャージ券（3,000円×2枚）を交付 ③身体障害者手帳3級以下の第1種にイクスカチャージ券（3,000円×1枚）を交付

名取市	名取市福祉バス乗車券等交付【イクスカチャージ券のみ】【障害者分】	499	455	上記の①②③に該当しない身体障害者手帳3級以下の第2種、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級にイクスカチャージ券を(3,000円×1枚)を交付
名取市	名取市福祉バス乗車券等交付事業【イクスカチャージ券のみ】【高齢者分】	1293	1,267	75歳以上の者にイクスカチャージ券(3,000円×1枚)を交付
名取市	名取市福祉タクシー利用料等助成事業【自動車燃料費助成券券のみ】	532	12,332	①身体障害者手帳1・2級、3級の一部、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級に自動車燃料費助成券(600円×24枚)を交付 ②①以外の身体障害者手帳総合等級が1・2級に自動車燃料費助成券(600円×12枚)を交付 ③身体障害者手帳3級以下の第1種に自動車燃料費助成券(600円×5枚)を交付
名取市	名取市福祉タクシー利用料等助成事業【共通回数券のみ】	17	33	①身体障害者手帳1・2級、3級の一部、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級に共通回券(3,000円×3冊)を交付 ②①以外の身体障害者手帳総合等級が1・2級に共通回券(3,000円×2冊)を交付 ③身体障害者手帳3級以下の第1種に共通回券(3,000円×1冊)を交付
名取市	名取市福祉バス乗車券等交付【共通回数券のみ】【障害者分】	51	51	上記の①②③に該当しない身体障害者手帳3級以下の第2種、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級に共通回数券を(3,000円×1冊)を交付
名取市	名取市福祉バス乗車券等交付事業【共通回数券のみ】【高齢者分】	866	866	75歳以上の者に共通回数券を(3,000円×1冊)を交付
計		178,832	186,050	

宮城県様式第3号

資料2－2

運送の対価のタクシー料金との比較表

1　自家用有償旅客運送の対価の目安（東北運輸局　令和7年4月16日最終改定）

運賃適用地域	距離制運賃を定める場合		時間制運賃を定める場合	
	初乗運賃	加算運賃	初乗運賃	加算運賃
宮城県仙台市	1km　399円	1km　254円	5分　420円	5分　420円
宮城県仙台市を除く宮城県内全市町村	1km　446円	1km　244円	5分　425円	5分　425円

「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（令和6年4月26日一部改正）抜粋

運送の対価は、当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割（地方運輸局及び沖縄総合事務局において、インターネットその他の適切な方法により、当該地域の運送の対価を公表するものとする。）であること。ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、約8割を超える運送の対価を設定することも可能である。

運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。

2　当該団体の運賃料金

団体名　一般社団法人Lycka

（１）時間制運賃

車種別	初乗運賃	加算運賃	
普　通	15分　500円	15分　500円	※対価の目安の約４割

（２）運送の対価以外の対価

①迎車回送料金　　なし

②待機料金

10 分につき　　100円

③その他の料金　　駐車料金や有料道路使用時、その他通行料金等は利用者負担

参考１　区域内のタクシー上限運賃（令和8年8月現在）

（１）宮城県仙台市地区（適用範囲　仙台市）

①距離制運賃

車種別	特定大型車	大型車	普　通
初　乗	1.3km まで¥900	1.3km まで¥800	1.3km まで¥700
加　算	175m毎に ¥100	179m毎に ¥100	275m毎に ¥100

②時間距離併用運賃

車種別	特定大型車	大型車	普　通
時速10km以下で走行した場合	1分5秒 毎に¥100	1分5秒 毎に¥100	1分40秒 毎に¥100

③時間制運賃

車種別	特定大型車	大型車	普　通
初乗 30分まで	¥5,370	¥5,290	¥3,520
加算 30分までごと	¥5,370	¥5,290	¥3,520

（２）宮城県郡部地区（適用範囲　仙台市を除く全域）

①距離制運賃

車種別	特定大型車	大型車	普　通
初　乗	1.2km まで¥900	1.2km まで¥870	1.2km まで¥800
加　算	223m毎に ¥120	230m毎に ¥120	254m毎に ¥100

②時間距離併用運賃

車種別	特定大型車	大型車	普　通
時速10km以下で走行した場合	1分20秒 毎に¥120	1分25秒 毎に¥120	1分35秒 毎に¥100

③時間制運賃

車種別	特定大型車	大型車	普　通
初乗 30分まで	¥5,510	¥5,430	¥3,980
加算 30分までごと	¥5,510	¥5,430	¥3,980

参考２　当該団体との運賃比較

時間制運賃　比較（普通料金）

時間	Lycka	仙台地区運賃	仙台地区運賃の8割
15分	500	3,520	2,816
30分	1,000		
１時間	2,000	7,040	5,632
１時間30分	3,000	10,560	8,448
２時間	4,000	14,080	11,264
２時間30分	5,000	17,600	14,080
３時間	6,000	21,120	16,896
３時間30分	7,000	24,640	19,712
４時間	8,000	28,160	22,528

時間	Lycka	郡部地区運賃	郡部地区運賃の8割
10分	500	3,980	3,184
30分	1,000		
１時間	2,000	7,960	6,368
１時間30分	3,000	11,940	9,552
２時間	4,000	15,920	12,736
２時間30分	5,000	19,900	15,920
３時間	6,000	23,880	19,104
３時間30分	7,000	27,860	22,288
４時間	8,000	31,840	25,472